

## 銀行の大口エクスポージャー規制に関する バーゼル委員会の新たな提案

小立 敬

### 要 約

1. バーゼル委員会は2013年3月26日、「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」と題する市中協議文書を公表し、銀行の大口エクスポージャー規制（大口信用供与等規制）の見直しを図る提案を明らかにした。バーゼル委員会は1991年1月に大口エクスポージャー規制に関するガイダンスを公表しており、市中協議文書の提案は1991年のガイダンスに取って替わるものとなる。
2. 金融危機の結果、銀行が必ずしも単一のカウンターパーティに対するエクスポージャーを一貫して計測、集計、管理していないことが明らかになったことが、規制の見直しの背景となっている。また、大口エクスポージャー規制は、新たにシステム上重要な金融機関（SIFI）の間の波及リスクを緩和するツールとしても位置づけられる。そして、シャドーバンキング規制の強化の一環としての規制の見直しも行われている。
3. バーゼル委員会が提案する大口エクスポージャー規制の主な見直しのポイントとして、大口エクスポージャー・リミットはハード・リミットまたは「第1の柱」として位置づけられること、自己資本の基準が総自己資本からコモンエクイティTier1またはTier1に変更されて実質的に強化されること、G-SIBが他のG-SIBをカウンターパーティとする場合には、コモンエクイティTier1またはTier1の10%から15%というより厳格な水準にリミットが設定されることが挙げられる。
4. 一方、日本では金融審議会における大口信用供与等規制の見直しの検討を踏まえて、大口信用供与等規制の所要の改正を図る改正銀行法が国会で成立した。大口信用供与等規制に関する銀行法改正とバーゼル委員会によるさらなる大口エクスポージャー規制の見直しは、銀行経営にとって新たな課題をもたらす可能性がある。

## ・大口エクスポージャー規制に関する市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2013年3月26日、「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」と題する市中協議文書を公表し、銀行の大口エクスポージャー規制（大口信用供与等規制）の見直しを図る提案を明らかにした<sup>1</sup>。バーゼル委員会は1991年1月に大口エクスポージャー規制に関するガイダンスを公表しており、今般の市中協議文書の提案は、大口エクスポージャー規制の実効性と国際的な適用の一貫性を向上させるため、1991年のガイダンスに取って替わるものとなる<sup>2</sup>。バーゼル委員会としては、バーゼルの完全適用の時期にあわせて、2019年1月1日までに新たな大口エクスポージャー規制を完全適用することを想定している。

バーゼル委員会は、単一のカウンターパーティが突然破綻した場合、銀行のソルベンシーに危機を生じさせない水準に最大損失額を抑えるためのツールとして大口エクスポージャー規制を位置づけてきた。現在は、1991年のガイダンスに加えて、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（バーゼル・コア・プリンシプル）の原則19において、各国法規制において大口エクスポージャー規制を設けることを求めている<sup>3</sup>。しかしながら、ガイダンスおよびバーゼル・コア・プリンシプルともに大口エクスポージャー規制の具体的な算定方法までは定めていない。バーゼル委員会はその結果として、各国の間で、適用範囲、大口エクスポージャーの基準、基準となる資本（適格資本）の定義、エクスポージャーの計測方法、信用リスク削減手段（CRM）、特定のエクスポージャーの取扱いについて重大な相違が生じているとしている。

また、金融危機の結果、必ずしも銀行が一貫してすべてのブック（勘定）やオペレーションにまたがって単一のカウンターパーティに対するエクスポージャーを計測、集計、管理していないことが明らかになったとバーゼル委員会は認識しており、市中協議文書はその点を大口エクスポージャー規制の見直しの背景として挙げている。

そして、バーゼル委員会は、金融危機の教訓としてシステム上重要な金融機関（SIFI）に生じる重大な損失が他のSIFIのソルベンシーへの懸念を生じさせることで、グローバルの金融の安定に重大な影響をもたらす可能性があることが認識されたとする。バーゼル委員会は、新たにSIFI間の波及リスクを緩和するツールとしても大口エクスポージャー規制を位置づけている<sup>4</sup>。具体的には、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）が他のG-SIBをカウンターパーティとする場合は、より厳格な大口エクスポージャー・リミットを設けることを提案している。

<sup>1</sup> BCBS, “Supervisory Framework for Measuring and Controlling Large Exposures,” Consultative Document, March 2013 (<http://www.bis.org/publ/bcbs246.htm>).

<sup>2</sup> 1991年のガイダンスは、BCBS, “Measuring and Controlling Large Credit Exposures,” January 1991 を参照。

<sup>3</sup> BCBS, “Core Principles for Effective Banking Supervision,” September 2012 を参照。

<sup>4</sup> SIFI間の波及リスクに関してバーゼル委員会は、破綻したSIFIと同じエクスポージャーを他のSIFIが保有していることに対して投資家もつ懸念、破綻したSIFIに対して他のSIFIが直接エクスポージャーを保有していることへの投資家の懸念という少なくとも2つの波及チャンネルがあることを指摘している。

さらに、大口エクスポージャー規制の見直しの背景には、金融安定理事会（FSB）のイニシアティブで進められているシャドバンキング規制の検討がある。FSB はバーゼル委員会に対してシャドバンキング規制強化の一環として、大口エクスポージャー規制の中でシャドバンキング・エンティティのエクスポージャーを考慮することを求めていた<sup>5</sup>。そのため、新たな大口エクスポージャー規制は、ファンドや証券化ビークル、集団投資スキームに対する直接・間接のエクスポージャーについても規制の対象に含めている。

バーゼル委員会が明らかにした市中協議文書の主なポイントは、以下のとおりである。

- 大口エクスポージャー・リミットはハード・リミットまたは「第1の柱」( Pillar 1 ) の位置づけ
- 大口エクスポージャーの定義に関する閾値を適格資本の10%から5%に引下げ
- 大口エクスポージャーの計測には、バーゼルのリスクベース資本規制の枠組みを利用
- 大口エクスポージャー・リミットについては、従来の総自己資本の25%からコモンエクイティ Tier1 ( 普通株式等 Teir1 ) または Tier1 の25%に変更
- G-SIB が他の G-SIB をカウンターパーティとする場合の大口エクスポージャー・リミットについては、コモンエクイティ Tier1 または Tier1 の10%から15%に設定

以下では、バーゼル委員会が明らかにした大口エクスポージャー規制に関する市中協議文書の概略を整理する。

## ・大口エクスポージャー規制の枠組み

バーゼル委員会は、よりエンフォースメントの強い監督上の枠組みとして大口エクスポージャー規制を提案しており、規制の実効性と国際的な適用の一貫性が改善されることになる。そして、大口エクスポージャー・リミットについては、ハード・リミットとして、あるいは自己資本の最低基準と同様に第1の柱とする方針を明らかにしている。ハード・リミットまたは第1の柱として位置づけられた場合には、大口エクスポージャー規制の遵守状況が常に観察されるとともに、リミットに抵触した場合には直ちに監督当局に通知し、その是正が求められる<sup>6</sup>。

バーゼル・コア・プリンシプルは、大口エクスポージャーとして認識される基準を適格

<sup>5</sup> 2011年11月のカンヌ・サミットに提出されたFSBの報告書では、シャドバンキング・エンティティに対する銀行のエクスポージャーの規模・質の制限を強化することが勧告されていた（FSB, “Shadow Banking: Strengthen Oversight and Regulation,” Recommendation of Financial Stability Board, 27 October 2011）。FSBの勧告を受けたバーゼル委員会は、シャドバンキング・エンティティと銀行の係る規制のあり方を検討する中で、大口エクスポージャー規制の見直しを行う方針を明らかにしている（FSB, “Strengthen Oversight and Regulation of Shadow Banking; An Integrated Overview of Policy Recommendations,” Consultative Document, 18 November 2012）。

<sup>6</sup> バーゼル委員会はリミット抵触時の監督上の措置を特定する必要はないとする一方で、各国当局に対しては自己資本比率の最低基準に抵触した場合の監督上の措置との一貫性を求めている。

資本の10%以上としているが、市中協議文書は、報告や監督モニタリングにおける早期警戒の観点を踏まえて、適格資本の5%以上のエクスポージャーを大口エクスポージャーと定義することを提案している。その上で、監督当局に対して、すべての大口エクスポージャー（その数が20以下の場合には20位までのエクスポージャー）の報告を義務づける。なお、ソブリン・エクスポージャーは、大口エクスポージャー・リミットの対象から外されている。

1991年のガイドンスやバーゼル・コア・プリンシプルを受けて、大口エクスポージャー・リミットは多くのメンバー国において総自己資本の25%に設定されている。一方、市中協議文書は、大口エクスポージャー規制の資本ベースは、ゴーイングコンサーン・ベースで非期待損失を吸収することが可能な資本のみで構成されるべきとの考えを示しており、総自己資本ではなく、バーゼルにおけるコモンエクイティ Tier1 (CET1) または Tier1 を適格資本とする方針を示している。その上で、大口エクスポージャー・リミットとして、CET1 または Tier1 の25%の水準を提案している。

大口エクスポージャー・リミットの水準そのものは従来とは変わらないものの、より厳格な資本ベースを採用しており、その点で大口エクスポージャー規制は実質的に強化されることになる。また、エクスポージャーの計測に際しては、カウンターパーティの破綻に伴う潜在的な最大損失を考慮するため、保守的なアプローチが採用されており、また、銀行勘定のみならず、トレーディング勘定にも大口エクスポージャー規制が適用される。

さらに、G-SIB にはインターバンクの波及リスクがあることが認識されたことから、G-SIB が他の G-SIB をカウンターパーティとする場合のリミットを CET1 または Tier1 の10%~15%に設定することとし、一般のカウンターパーティに比べてより制限を強化することを提案している<sup>7</sup>。なお、米国ではドッド・フランク法の下、シングル・カウンターパーティ信用エクスポージャー規制として、連結総資産5,000億ドル以上の銀行持株会社等が連結総資産5,000億ドル以上の銀行持株会社等をカウンターパーティとする場合には、通常よりも厳しく自己資本の10%にエクスポージャーの上限を設ける規則提案が連邦準備制度理事会（FRB）から提案されている<sup>8</sup>。

現時点では利用可能な情報やデータが限られていることから、バーゼル委員会は定量的影響度調査（QIS）を開始している。

<sup>7</sup> 2012年11月にFSBが公表したG-SIBリストでは、世界で28行がG-SIBに選ばれており、邦銀では三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループが選ばれている。なお、G-SIBリストは毎年11月に更新されることになっている。

<sup>8</sup> ドッド・フランク法は、連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社およびFRB監督ノンバンク金融会社を対象とするシングル・カウンターパーティ信用エクスポージャー規制を定めている。当該規定は自己資本の25%を超えるエクスポージャーを禁止する一方で、米国の金融安定に対するリスクの削減に必要な場合には、FRB規則によって25%より低い水準に規制を設けることを定めている。そこで、FRBは2011年12月、連結総資産5,000億ドル以上の銀行持株会社等が連結総資産5,000億ドル以上の銀行持株会社等をカウンターパーティとする場合、自己資本の10%に上限を設けるとの提案を行っている（Federal Reserve System, “Enhanced Prudential Standards and Early Remediation Requirement for Covered Companies,” Proposed Rule, 12 CFR Part 252, Regulation YY; Docket No. 1438, RIN 7100-AD-86 を参照。その概要については、小立敬「国際基準との調和も踏まえた米国 SIFI 規制」『野村資本市場クォーターリー』2012年冬号を参照）。

## ．大口エクスポージャーの定義・計測

1991年のガイダンスは、大口エクスポージャー規制の算定方法を明確に定めていなかったが、市中協議文書はエクスポージャーの定義や計測方法を具体的に規定している。バーゼル委員会は大口エクスポージャーの定義・計測に関する原則として、可能な限りバーゼルのリスクベース資本規制を含む既存の枠組みを踏まえたものとする、（モデル・リスクの回避等のため）より簡素なアプローチを選択すること、リスクベース資本規制等、既存の枠組みとは異なる取扱いを行う場合は、バーゼル委員会が詳細な説明を行うことという基本的な方針を掲げている。

### 1．エクスポージャーの定義

市中協議文書は、エクスポージャーの計測に関する一般原則として、大口エクスポージャー規制の範囲として、リスクベース資本規制の下で資本賦課が行われるあらゆるエクスポージャーが含まれること、大口エクスポージャーでは、信用の質や破綻処理手続きにおいて回収が期待される額を考慮しないことを挙げる。その理由として、大口エクスポージャー規制は、信用エクスポージャーに関する銀行の内部管理のベスト・プラクティスを提供するものではなく、単一のカウンターパーティが破綻した場合に銀行が被る潜在的な最大損失額を制限するための簡素なバックストップとして位置づけられることを挙げている。

バーゼル委員会は、上記の一般原則の下、エクスポージャーの価値の決定に際しては、バーゼルにおけるリスクベース資本規制（またはレバレッジ比率）の枠組みに可能な限り従うこととしている。具体的には、以下の要件に応じてエクスポージャーの価値は測定される。

- 銀行勘定におけるオンバランスの非デリバティブ資産： 会計基準に従ってエクスポージャーを計測
- 銀行勘定における伝統的オフバランスのコミットメント： コミットメントの想定元本に一定の掛け目（CCF）を適用してエクスポージャーを計測<sup>9</sup>
- トレーディング勘定のポジション（オプション以外）： リスクベース資本規制における時価評価（mark to market）アプローチに基づいてエクスポージャーを計測
- トレーディング勘定のオプション： ジャンプ・トゥ・デフォルト（jump to default）を考慮した時価評価アプローチに基づいてエクスポージャーを計測<sup>10</sup>
- 銀行勘定、トレーディング勘定におけるデリバティブ取引、証券貸借取引等から生じるカウンターパーティ・リスク： カウンターパーティ・リスクに係る枠組みに

<sup>9</sup> 債務保証やコミットメント等のオフバランス項目に関しては、デフォルト時エクスポージャー（EAD）に換算する必要があり、バーゼル規制ではCCF（credit conversion factor）を用いて変換される。

<sup>10</sup> ジャンプ・トゥ・デフォルトとは一般に、デフォルト・リスクを市場が織り込む前に突然デフォルトが生じるリスクを指す。

## 定められた手法によってカウンターパーティ・リスク・エクスポージャーを計測

銀行勘定におけるオンバランスの非デリバティブ資産のエクスポージャーの計測に関しては、リスクベース資本規制（信用リスク）の標準的手法では、貸倒引当金はエクスポージャーと相殺されるのに対して、内部格付手法（IRB）では期待損失（EL）を超過する部分に係る貸倒引当金のみが相殺されてエクスポージャーが認識される。そこで、バーゼル委員会は適用の一貫性を確保する観点から、IRB 採用行についても大口エクスポージャーの計測の際には貸倒引当金の全額をエクスポージャーから減額する取扱いとしている<sup>11</sup>。

リスクベース資本規制の枠組みでは、店頭（OTC）デリバティブのカウンターパーティ・エクスポージャーの計測に際して、カレント・エクスポージャー方式（CEM）、標準的方式、内部モデル方式（IMM）の利用が認められている<sup>12</sup>。IMM は CEM や標準的方式と比較するとよりリスク・センシティブに設計されており、大口エクスポージャー規制が要求する最大損失エクスポージャーを捕捉するものではない。そこでバーゼル委員会は、銀行勘定およびトレーディング勘定におけるデリバティブのカウンターパーティ・エクスポージャーの計測の際には、リスクベース資本規制の扱いとは異なり、すべての銀行に CEM の利用を求めている<sup>13</sup>。

証券貸借取引については、リスクベース資本規制の枠組みでは、担保カバー部分についてリスクウェイトを適用する簡便手法、銀行が市場価格のボラティリティを推計して設定する自行推計ヘアカットまたはバーゼル委員会が定めたパラメータに基づく監督上のヘアカットを利用する包括的手法、バイラテラル・ネットティング契約でカバーされた担保の潜在的なボラティリティを算定するバリュアット・リスク（VaR）モデル・アプローチがある。また、監督当局の承認の下、IMM を使って正の期待エクスポージャーを算定することもできる。これに対して、証券貸借取引において大口エクスポージャーを計測する際は、すべての銀行は監督上のヘアカットに基づく包括的手法を用いて算定することになる<sup>14</sup>。

そして、銀行勘定における伝統的なコミットメントに関しては、大口エクスポージャー規制が最大損失額に焦点を当てているものであるため、リスクベース資本規制とは異なり、原則として 100% の CCF を適用する。ただし、貿易ファイナンスへの影響を考慮して信用状（L/C）等には相対的に低い CCF を適用する考えである<sup>15</sup>。

<sup>11</sup> バーゼル委員会は IRB 採用行の実務負担を考慮して、より保守的な測定となることから貸倒引当金を控除せずにエクスポージャーを測定することも認めている。

<sup>12</sup> バーゼル委員会は、多くの法域で標準的方式の利用が少ないことを指摘している。

<sup>13</sup> 現在、バーゼル委員会は CEM の見直しを行っており、CEM に代替する方式が承認されるまでの暫定的な取扱いとして、IMM の利用も認める方針である。

<sup>14</sup> バーゼル委員会は IMM を利用しない理由として、モデル・リスクを排除すること、すべての銀行にとって簡素で一貫性のあるエクスポージャーとすること、IMM 採用行は非 IMM 採用行に比べてより大規模な適格担保プールから得られる担保効果のメリットが享受できることを挙げている。

<sup>15</sup> 商品の移動に伴う短期で即時現金化が可能な L/C については発行銀行、確認銀行（confirming bank）ともに CCF は 20%、その他一定の取引に係る偶発債務の CCF は 50% とする方針である。

## 2. トレーディング勘定の取扱い

大口エクスポージャー規制はシングル・ネームのデフォルト・リスクの削減を図る枠組みである。そのため、トレーディング勘定のエクスポージャーにおいては、金融商品は大口エクスポージャー・リミットの制約を受けるが、コモディティや為替はシングル・ネームのカウンターパーティのデフォルトの影響を受けないことから、大口エクスポージャー規制の対象には含まれない<sup>16</sup>。

トレーディング勘定におけるエクスポージャーは、原則、リスクベース資本規制の定義と同じである。具体的には、普通社債（SB）や株式の場合は、銀行に生じる最大損失額を市場価値が表すことになるため、大口エクスポージャー規制においては市場価値でエクスポージャーが計測される。一方、スワップやオプション、先渡、先物、クレジット・デリバティブを含むデリバティブの市場価値は、必ずしも最大損失額を表すものではないため、SB や株式等とは異なり、エクスポージャーの計測には市場価値は利用されない。リスクベース資本規制においては、オプション以外の非線形リスクのないデリバティブは、関連する原商品のポジションに変換して個別リスク、一般市場リスクに分けてエクスポージャーを認識することとしており、大口エクスポージャー規制においても同様の扱いとなる<sup>17</sup>。

ただし、非線形リスクのあるオプションについては、リスクベース資本規制における扱いとは異なる。リスクベース資本規制では参照価格の変化によって生じる非線形的な価格変化を近似しようとするのに対して、大口エクスポージャー規制においては、より大きな価格変換を捕捉しようとするため、ジャンプ・トゥ・デフォルトが考慮される。すなわち、原資産のデフォルトから生じ得る価格変化に基づいてオプションのエクスポージャーの価値を把握することになる。

具体的には、コール・オプションのロングの場合はオプションの市場価格で計算され、プット・オプションのショートの場合は、行使価格から市場価格をマイナスした値となる。また、コール・オプションのショート、プット・オプションのロングの場合には、原資産のデフォルトが利益を生じる可能性があることから（負のエクスポージャー）、前者については市場価格で、後者については行使価格から市場価格をマイナスした値で計測される。

他方、トレーディング勘定におけるロング・ポジションとショート・ポジションの相殺に関しては、リスクベース資本規制と同様に、同一銘柄の相殺を認めている。異なる銘柄間のロングとショートのポジションの相殺については、リスクベース資本規制においては、同じ発行者であっても異なる銘柄間での相殺は原則として認められていない。異なる銘柄のセンシティブリティが異なれば、同じ発行者でも異なる価格変化をもたらすからである。これに対して大口エクスポージャー規制では、債権の優先順位を考慮して、エクイティ、

<sup>16</sup> バーゼル委員会は、コモディティ等の価格変動リスクに対しては、大口エクスポージャー規制ではなく、第2の柱の下で資本賦課を行うことを想定している。

<sup>17</sup> 例として、銘柄Xの株式先物のエクスポージャーは、株式Xのロング・ポジションと無リスク金利エクスポージャーのショート・ポジションに分解して認識される。また、金利スワップの場合は、例えば、固定金利エクスポージャーのロング・ポジションと変動金利エクスポージャーのショート・ポジションに分解される。

劣後債務、シニア債務の中でショート・ポジションがロング・ポジションに劣後する場合または同順位の場合に限って、異なる銘柄の間でのロング・ポジションとショート・ポジションの相殺を認めることとしている。なお、銀行勘定とトレーディング勘定の間の相殺は認められていない。

### 3．信用リスク削減手段（CRM）

リスクベース資本規制では適格 CRM として、保証やクレジット・デリバティブに適用され、金融担保に対する簡便手法で使われる置換アプローチと、金融担保に対する包括的手法で適用されるヘアカット・アプローチがある。前者では、ヘッジの額でエクスポージャーを減らし、カバーされた部分に対して CRM プロバイダーのリスクウエイトを CRM のリスクウエイトに置き換えて適用される。バーゼル委員会は、大口エクスポージャー規制でもその利用を認めている。

一方、ヘアカット・アプローチではヘアカット後の担保価値によってエクスポージャーが減額されるが、バーゼル委員会は大口エクスポージャー規制で当該アプローチを利用することを認めていない。その代わりにハイブリッド手法としてヘアカット・アプローチと置換アプローチとを組み合わせた手法が提案されている。つまり、ヘアカット後の担保額でエクスポージャーが相殺されることになるが、その際、内部モデルを利用したヘアカットは認められず、監督上のヘアカットが利用される。そして、CRM から生じるカウンターパーティ・エクスポージャーがカウンターパーティの破綻時に重大な損失をもたらす可能性があることから、置換アプローチを適用し、担保の発行者へのエクスポージャーとして担保によってエクスポージャーを減額することになる。

### 4．関係カウンターパーティの定義

大口エクスポージャー規制では単一のカウンターパーティに加えて、それに関係するグループも考慮しなければならない。市中協議文書は、自然人または法人が以下のいずれかの基準を満たす場合に、関係カウンターパーティ（connected counterparty）とみなされるとしており、同時にその判断に関わるガイドラインを示している（図表 1）。

- 支配関係：法人等が直接的または間接的に他の法人等に支配されている
- 経済的独立性：法人等が金融上の問題、特に資金繰りや支払いの問題を抱えた場合、結果として他の法人等またはグループが資金繰りや支払いの困難に直面する

図表1 関係カウンターパーティに関するガイドライン

「支配」に関する最低基準
議決権に関する合意(例えば、他の株主との合意の下、議決権の大多数を支配すること)があること エンティティの管理・経営・監督組織のメンバーの大多数を指名・更迭する権利または個々のエンティティの議決権行使の結果のみでメンバーの大半を指名するといった指名・解職に対する重大な影響があること 契約等に基づいて他者の経営・方針に支配的影響力を及ぼす権限を有することを含む上級経営職に対して重大な影響があること 銀行は、支配決定のガイダンスに基づいて国際的な会計基準における特定の基準を参照すること
「経済的独立性」に関する最低基準
カウンターパーティの総売上または総支出の重大な部分が他のカウンターパーティ(例えば、居住用・商業用不動産の所有者および賃料の大半を支払うテナント)との取引から生じている場合 カウンターパーティが他のカウンターパーティのエクスポーザーの全部または一部を保証しており、当該エクスポーザーが保証請求された場合にデフォルトする可能性が生じる程に保証者にとって重大なものである場合 カウンターパーティの生産・産出の重大な部分が容易に変更できない単一の顧客向けである場合 期待される個々のローンの支払源が同じで、カウンターパーティがローンを完済できる収入源をもっていない場合 カウンターパーティの金融上の問題が、債務の完済および約定通りの支払いの点で他のカウンターパーティの問題をもたらす可能性がある場合 同じ資金源への一方的または双方向的な依存性を通じて、カウンターパーティの資金繰りの問題が他のカウンターパーティに波及する可能性がある場合 カウンターパーティの債務超過またはデフォルトが他の債務超過またはデフォルトに関係する可能性がある場合 2つ以上のカウンターパーティが主たる資金繰りの大半を同じ資金源に依存している場合、共通のプロバイダーがデフォルトし、それに代替するプロバイダーが見つからない場合

(出所) バーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

## ・特定のエクスポージャーの取扱い

### 1. ソブリン・エクスポージャー

バーゼル委員会は、ソブリン・エクスポージャー(中央銀行、公共法人を含む)に関しては大口エクスポージャー規制上の取扱いをまだ検討していないと述べる一方で、銀行は監督当局に対してソブリン・エクスポージャーを報告するべきであるとの考えを述べている。もっとも、バーゼル委員会は、現段階ではソブリン・エクスポージャーのレポーティングに関する提案は行わない考えを明確にしている。

### 2. インターバンク・エクスポージャー

バーゼル委員会は、リスクベース資本規制において資本賦課を要するインターバンク・エクスポージャーについても、他のサードパーティに対するエクスポージャーと同様、大口エクスポージャー規制の対象としている<sup>18</sup>。もっとも、大口エクスポージャー規制の対象とすることで、決済サービスや金融政策に関わる取引が制約を受けることになることから、以下の取引については大口エクスポージャー規制の適用除外とする可能性を示唆している。

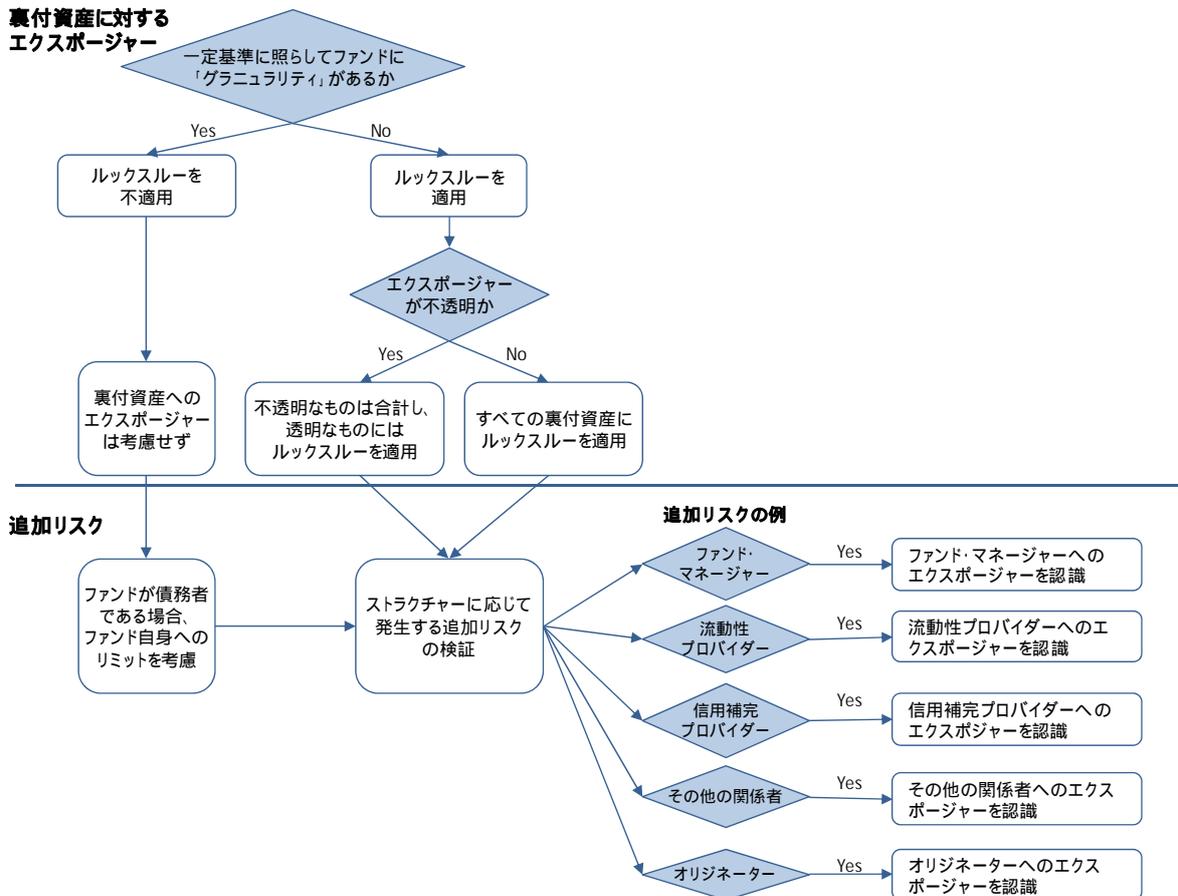
<sup>18</sup> ただし、金融ストレスの状況になった場合には、正常な機能を失ったインターバンク市場の秩序を回復する観点から、インターバンク・エクスポージャーが大口エクスポージャーのリミットを超過したとしても監督当局が事後的に許容する可能性を指摘している。

資金移動に関連するサービス（例えば、支払・清算・決済に関するサービス、カスタディ・サービス、コルレス銀行業務）を含む一定のサービス  
 顧客業務から生じるエクスポージャー（特に、受取資金の遅延のカバー、予期しないインカムフロー）  
 金融政策に関連して発生するエクスポージャー（中央銀行の所要準備預金を満たすための O/N のインターバンク・エクスポージャーを含む）

3．集団投資スキーム、証券化、その他のビークル

FSB のイニシアティブの下で進められるシャドーバンキング規制の強化との関係において、大口エクスポージャー規制に新たに追加されたのが、ファンドや証券化等を通じた間接的なエクスポージャーの取扱いである。具体的には、裏付資産のエクスポージャーの分散の程度を評価し（グラニュラリティ・テスト）、分散の程度が十分に高ければ裏付資産のエクスポージャーを考慮する必要はないが、分散の程度が低ければルックスルー・アプローチを適用して裏付資産に含まれる個別資産のネームを確認することになる（図表 2）。ただし、個別のネームが確認できない不透明なエクスポージャーについてはそれらを集計し、

図表 2 カウンターパーティを決定する際の判断ツリー



（出所）バーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

大口エクスポージャー規制では1つのカウンターパーティとして扱うことになる。

グラデュラリティ・テストの基準に関してバーゼル委員会は、裏付資産の個別エクスポージャーのうち最大のものが取引価値の1%を超えることを提案しており、当該基準を超えた場合には銀行はすべての裏付資産に対してルックスルーを適用し、同じカウンターパーティに対するその他の直接・間接のエクスポージャーと合算しなければならない。

また、バーゼル委員会は裏付資産のデフォルトに加えて、裏付資産に関係するサードパーティの信用リスクから損失が生じる可能性があることを踏まえて、追加リスクの捕捉を求めている。その例として、ファンド投資におけるファンド・マネージャー、証券化商品における流動性プロバイダー、ABCP コンデュイットやストラクチャード・インベストメント・ビークル(SIV)における流動性プロバイダーやスポンサー、シンセティックな取引におけるクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)や保証といった信用補完プロバイダーが挙げられている。

#### 4. CCP に対するエクスポージャー

現在、多くの法域ではリスクベース資本規制上の取扱いを受けて、集中清算機関(CCP)に対するエクスポージャーに関しては、大口エクスポージャー規制の対象から外している。一方、システミック・リスク削減の観点から G20 の枠組みの下で進められている OTC デリバティブ市場改革では、OTC デリバティブは原則として適格 CCP における集中清算が求められることになる。こうした改革の方向性を踏まえつつも、バーゼル委員会としては適格 CCP に対するエクスポージャーに大口エクスポージャー・リミットを適用するのか、あるいは規制を適用しないのかという2つの選択肢を提示している<sup>19</sup>。

### ・大口信用供与等規制の見直し

日本では大口エクスポージャー規制に相当するものとして、銀行法の中で大口信用供与等規制が設けられている。大口信用供与等規制とは、銀行や銀行グループ、銀行持株会社グループに対して特定の企業や企業グループに対する貸出等の信用供与が自己資本の25%（受信側がグループの場合は40%）を超えることを禁止する規制である。

2012年5月に金融審議会に設置された「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」(以下、「銀行規制WG」)においては、大口信用供与等規制はバーゼル・コア・プリンシプルと乖離しているとして見直しの検討が行われた<sup>20</sup>。

その結果、2013年1月の銀行規制WGの報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等

<sup>19</sup> CCP に対するエクスポージャーとしては、取引に係るエクスポージャーに加えて、当初証拠金や変動証拠金、デフォルト・ファンドへの拠出金、エクイティ持分が含まれる。なお、バーゼル委員会は、CCP の間接参加者においては、参加者における顧客取引を適格 CCP と同様に扱い、非適格 CCP も適格 CCP と同じ扱いをすることが適当であると考えている。

<sup>20</sup> 日本を対象とする国際通貨基金(IMF)の金融セクター評価プログラム(FSAP)において、大口信用供与等規制が「著しい程度で不遵守」(materially noncompliant)と評価されたことも見直しの背景にある。

の見直しについて」は、大口信用供与等規制に関して、主に以下の見直しを行う方針を明らかにした。

- 信用供与の範囲： コミットメント・ライン（未実行残高）、インターバンク取引（コールローン、預け金を含む）、デリバティブ取引（信用リスク相当額）、公募社債、トレーディング勘定の信用供与、オフバランス取引（信用リスク相当額）を大口信用供与等規制の対象に追加
- 受信側の合算対象の範囲： 実質支配力基準に基づく子会社、関連会社に拡大
- 信用供与限度額： 受信側がグループの場合の信用供与限度額の上限を自己資本の40%から25%に引き下げ

金融庁は、大口信用供与等規制について所要の改正を図る改正銀行法案を第183回国会に提出し、改正法は国会審議を経て6月19日に公布された<sup>21</sup>。公布日から1年以内の政令で定める日から施行されることとなっており、今後、政省令が策定される予定である。一方、バーゼル委員会の大口エクスポージャー規制の見直しは、大口信用供与等規制をさらに強化するものであるため、もう一段の法改正を要することが予想される。

## ．日本への示唆

大口信用供与等規制の見直しと、バーゼル委員会による大口エクスポージャー規制の見直しによって、日本の銀行には単一のカウンターパーティに対するエクスポージャーに新たな制約が生じる可能性がある。第一に、規制対象となるエクスポージャーの範囲の拡大である。大口信用供与等規制の見直しによって、インターバンク取引、デリバティブ取引、公募社債、トレーディング勘定、オフバランス取引を含むエクスポージャーが新たに規制の対象となる。一方、バーゼル委員会は、原則としてリスクベース資本規制の下で資本賦課が行われるすべてのエクスポージャーを対象とすることを求めており、銀行グループ内のエクスポージャー、ファンドおよび証券化ビークル、集団投資スキームについても規制の対象とすることを想定している。

第二に、大口エクスポージャー・リミットの基準となる自己資本の厳格化である。大口信用供与等規制はTier1とTier2で構成される自己資本の25%としているが、バーゼル委員会は適格資本をCET1またはTier1に厳格化しようとしており、実質的にリミットが強化されることになる<sup>22</sup>。

第三に、受信側の範囲の拡大である。大口信用供与等規制では、議決権50%超の子会社に加えて、実質支配力基準や関連会社を考慮することになる。一方、バーゼル委員会は、

<sup>21</sup> 大口信用供与等規制の見直しを図る銀行法改正を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」は、2013年6月12日の参議院本会議において成立した。

<sup>22</sup> 大口信用供与等規制における自己資本は、関連会社を除いて算出した連結財務諸表に基づくTier1およびTier2に、当該関連会社のTier1およびTier2に相当する額を加えた額で計算されている。

「支配」と「経済的独立性」に基づいて判断することを提案しており、実質支配力基準を超えてさらに受信側の範囲が広がる可能性も考えられる。

上記の見直しが行われた場合、日本の銀行に与える影響としては、エクスポージャー・リミットが実質的に引き下げられることから、単一のカウンターパーティのエクスポージャーを増額できないまたは削減しなければならない状況が生じる可能性が従来よりも高くなる。

特に G-SIB については、新たに大口信用供与等規制の対象となるインターバンク取引、デリバティブ取引、トレーディング勘定、オフバランス取引の規模が他の銀行に比べて相対的に大きいことから、金融機関をカウンターパーティとする場合のエクスポージャー・リミットの制約がより厳しくなる可能性がある。さらに、バーゼル委員会の提案では G-SIB が他の G-SIB をカウンターパーティとする場合は、CET1 または Tier1 の 10% ~ 15% にリミットが設定される。G-SIB は一般に、国内外の G-SIB をカウンターパーティとして、リスク・ヘッジやファンディングを目的とする取引も含めて多様な金融取引を行っている。G-SIB により厳格な大口エクスポージャー・リミットが設定されることになれば、リスク・

図表 3 バーゼル委員会が示す大口エクスポージャー規制とリスクベース資本規制の関係

	リスクベース資本規制	大口エクスポージャー規制	相違による負担
資本ベース	CET1またはTier1	同じ	なし
銀行勘定の エクスポージャーの計測	<b>エクスポージャーの計測</b> SA: エクスポージャー IRB: EAD	同じ	なし
	<b>貸倒引当金の取扱い</b> SA: 引当金を相殺したエクスポージャー IRB: EL超過分の引当金を含むエクスポージャー	IRB行もSAの取扱い	なし
	<b>非デリバティブのオフバランスのコミットメント</b> SA: 標準化されたCCF IRB: モデルベースのCCF	原則、CCF100% ただし、短期L/CはCCF50%、その他の取引に関わる コンティンジェントなものはCCF50%	小
トレーディング勘定の エクスポージャーの計測	<b>エクスポージャーの範囲</b>	コモディティおよび為替のポジションを除く シングル・ネームのネットでロング・ポジションのみ を考慮	小
	<b>普通社債、エクイティの取扱い</b>	同じ	なし
	<b>スワップ、先物、先渡、クレジット・デリバティブ の取扱い</b>	同じ	なし
	<b>オプションの取扱い</b>	ジャンプ・トゥ・デフォルトを考慮した算定方法	大
	<b>相殺の取扱い</b> 同一銘柄のロングとショートのみポジション相殺可	同一ネームの場合、一定条件の下で異なる銘柄で も相殺可	大
カウンターパーティ・リスク に係るエクスポージャー	<b>証券担保ファイナンスの取扱い</b> 簡便手法、監督上のヘアカットまたは自行推計ヘ アカットを利用した包括的手法	簡便手法または監督上のヘアカットを利用した包 括的手法	大
	<b>OTC デリバティブ取引の取扱い</b> CEM、標準的手法、IMM	当面の間はリスクベース資本規制と同様の扱いと するものの、長期的にはリスクベース資本規制の 枠組みで利用される新たな非モデルベースのア プローチを利用	なし
信用リスク削減手法 (CRM)	<b>CRM の勘定</b> 保証およびクレジット・デリバティブ: 置換アプロ ーチ 金融担保: 簡便手法または包括的手法、LGD調整	保証およびクレジット・デリバティブ: 同じ 金融担保: ハイブリッド・アプローチ	小
	<b>担保ヘアカットの取扱い</b> 監督上のヘアカット、自行推計ヘアカット、VaRモ デルベース・ヘアカット	監督上のヘアカットのみ	大
	<b>仕組み商品の取扱い</b> ルックスルーの要件なし	一定要件の下、ルックスルーを適用	大

(出所) バーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

ヘッジやファンディングに影響が生じることも考えられなくはない。

バーゼル委員会は、大口エクスポージャー規制をハード・リミットまたは第1の柱として位置づけることを想定しており、銀行は大口エクスポージャーのモニタリングのために、銀行勘定およびトレーディング勘定にまたがって常に大口エクスポージャーを計測、集計、管理することが求められる。そのために、銀行には新たなシステム投資が必要となる可能性があり、日常的な実務の負担が生じることになる。

大口エクスポージャーのモニタリングにおける実務上の留意点としては、エクスポージャーの計測は原則としてリスクベース資本規制の枠組みに則っているものの、オプションや証券担保ファイナンスに係るエクスポージャーの計測等ではリスクベース資本規制との取扱いが異なる点が挙げられる（図表3）。特に、ファンドや証券化商品のエクスポージャーの計測の際のルックスルーの適用や追加リスクの捕捉が新たな実務負担となることが想定される。

大口信用供与等規制は、これまでは対象となるエクスポージャーの範囲が限られており、またリミットもさほど厳しいものではなく、銀行経営においてはそれ程大きな制約ではなかったように思われる。大口信用供与等規制に係る銀行法改正と、バーゼル委員会によるさらなる大口エクスポージャー規制の見直しは、銀行経営に新たな課題をもたらす可能性があるだろう。